

# 亀田町一般廃棄物最終処分場

## 維持管理計画書

平成 16 年 5 月

亀田町

## 維持管理計画書

### 1. 維持管理計画の策定

本維持管理計画書は、基準省令による「最終処分場の維持管理基準及び廃止基準」に基づき、生活環境の保護に万全を期することを基本とし、併せて作業員及び住民に危害を及ぼすことのないよう維持管理計画書を策定する。」

### 2. 技術管理者の選任及び責務

この維持管理計画書に基づいて、廃棄物の適正処理を行うために十分な知識・経験を有する者を技術管理者（一般廃棄物処理場場長）として選任する。

- 1) 技術管理者は、この維持管理計画書に定められた事項を確実に遂行し、また作業員に必要な教育及び指導を行うこととする。
- 2) 技術管理者は、正常な操業の維持が困難であり、もしくは支障をきたすおそれのある時は、公害防止及び保安に留意して、速やかに設備の改善等必要な措置をとる。

### 3. 作業安全管理及び施設の維持・管理

#### 1) 技術的事項及び作業の安全

- a. 処分場内では、作業の安全を期し、車両の誘導や指示を的確に行う。
- b. 技術管理者は、必要に応じて作業の安全に関する保安教育を行う。
- c. 廃棄物が飛散しやすい時は、必要に応じて散水車による散水もしくは覆土を適切に行う。
- d. 浸出水及び処理水量は、定期的に調査しまた水質を分析・記録する。

#### 2) 施設の維持・管理

- a. 最終処分場の周辺には、関係者以外の立入りを禁止する措置を講ずるほか、人がみだりに侵入又は廃棄物を不法投棄することのないように、管理を行うものとする。
- b. 技術管理者は、雨水排水路、集水設備、送水管を定期的に検査し、機能の維持及び環境汚染の防止に努める。
- c. 担当者は、当該施設を毎作業日巡視し、異常の有無を巡回日誌に記録する。また、異常を発見した場合は速やかに技術管理者に報告する。
- d. 大量の降雨時及び融雪時には、施設の巡回を強化するとともに、必要に応じ排水及び浸出水の水量の測定を行い、その結果を巡回日誌に記載する。

#### 4. 廃棄物の受入れ時及び搬入時の確認

- 1) 焼却場から排出される廃棄物の受入に際しては、あらかじめ定期的に分析試験結果等廃棄物の性質を示す必要なデータの確認を行う。
- 2) 車両から廃棄物を荷降ろしする前に、搬入された物が最終処分できる品目であることを確認する。

#### 5. 埋立方法及び飛散流出に関する事項

- 1) 廃棄物を重機により適切な敷均し、締め固めを行い、毎日作業終了時には覆土を行う。
- 2) 廃棄物が風雨等により、埋立地の外に飛散、流出しないように散水又は適切な敷均し、締め固めを行う。
- 3) 埋立処分する廃棄物の搬入に当たっては、締め固め、整地等の計画的な措置を講じる。
- 4) 埋立処分は、廃棄物の種類及び性状を確認しながら計画的に行う。

#### 6. 公共水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

- 1) 浸出水処理施設の維持管理は、次のように行う。
  - (1) 処理水の水質検査項目及び維持管理基準値は、共同命令で定める維持管理基準とする。それらは、別表-1に示すとおりである。別表-1中のpH、BOD、CODは月1回以上、その他の項目（pH、BOD、CODは除く）は年1回以上の頻度で水質検査を行う。
  - (2) 原水の水質検査項目については、処理水の水質検査項目と同様とする。
  - (3) 浸出水処理施設の状態を定期的に点検し、異常が生じた場合には速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じる。
- 2) 地下水の水質検査は、定期的の上流・下流の観測井と地下水点検ピットで行う。
- 3) 地下水の水質検査は、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（別表-2）とし、埋立処分開始前及び埋立処分開始後は年1回以上測定し、かつ記録する。
- 4) 埋立処分開始後、地下水の電気伝導率又は塩化物イオン濃度を月1回以上測定し、かつ記録する。
- 5) 地下水の水質検査で異常が生じた場合には、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じる。
- 6) 廃棄物の保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工を月1回以上点検し、漏水検知システムによる点検を年1回以上行い、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じる。

以上をまとめて、表-1 に示す。

表-1 モニタリング項目 (1/2)

		調査場所	箇所数	項目	頻度	摘要
地下水	地下水位検 びット及び埋 立地上・下 流モニタリ ング 井		3	①、②	1回	埋立開始前
				①	月1回	埋立開始後 異常が認められた 場合再検査：項目②
				②	年1回	〃
	上記以外の 埋立地外周 のモニタリ ング 井	2	①、②	1回	埋立開始前	
①	年1回		埋立開始後 異常が認められた 場合再検査：再検査			
浸 出 水	原水	原水流入口	1	③、④	年2回	〃
	放流水	放流口	1	③	月1回	〃
				④	年1回	〃
注) ①：電気伝導率、塩化物イオン濃度 ②：別表-2の項目 ③：pH、BOD、SS ④：別表-1の項目						

7. 火災発生の防止に関する事項

- 1) 基本的に火災の発生の原因となる可燃性の廃棄物は搬入しないが、火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器を処分場内に設置し、常にその能力が発揮できるよう点検・整備する。
- 2) 埋立地内での火気の使用は、原則禁止とする。

8. 発生ガス及び悪臭の防止に関する事項

- 1) 発生ガスの防止は、処分場内にガス抜き管を設置し、常に機能が発揮できるよう点検・整備する。
- 2) 処分場の外に悪臭が発散するおそれがある場合には、覆土及び防臭剤の散布を行う等の悪臭の防止措置を講じる。

以上をまとめて、表-2に示す。

表-2 モニタリング項目 (2/2)

	調査場所	箇所数	項目	頻度	摘要
発生ガス	ガス抜き管を利用	埋立状況に応じて設定する	メタン	異常を感じた場合	爆発の安全の指標として
			硫化水素		人間への被害の指標として
臭気濃度			臭気の総合的な指標として		
酸素濃度			埋立物の存在状況の指標として		
悪臭					
その他					
<p>注) 本計画では、埋立対象物に含まれる有機物量は少なく、また、埋立方法も好気性分解を維持する方法であることから、メタンや硫化水素などのガスや悪臭が発生する可能性は少ないと考えられる。よって、発生ガス及び悪臭のモニタリングは状況によって適宜実施するものとする。</p>					

9. その他

1) 表示等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えるなど必要な措置を講じる。
- (2) 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修する。

2) 作業終了後及び作業員が不在のとき、みだりに人が最終処分場に立ち入れないようにする。

3) 衛生害虫等の発生防止

ねずみが生息したり、あるいは蚊、はえその他の害虫が発生するおそれがある場合には、覆土及び薬剤の散布等の措置を講じる。

4) 騒音、振動及び粉じんの防止

廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械により発生する騒音等が周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な措置を講じる。

5) 廃棄物の搬入時間

廃棄物埋立のための搬入は時間を定めて行うこととし、夜間に廃棄物の受け入れを行わない。

6) 事故の防止

- (1) 事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検を実施する。
- (2) 台風、大雨等による事故の発生を防止するため、台風、大雨等の際には施設内を巡回するとともに、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講じる。

7) 記録及び保存

- (1) 施設の維持管理にあたり点検、検査等の記録すべき項目を表-3に示す。

表-3 記録項目

項目	記録内容
1. 廃棄物種類・量	・埋め立てた一般廃棄物の各月毎の種類及び量
2. 擁壁等	・点検を行った年月日及び内容
3. シャ水工	・点検を行った年月日及び内容 ・点検の結果、シャ水効果が低下するおそれがある場合に、措置を講じた年月日及び内容
4. 水質検査	・地下水または放流水を採取した場所、年月日 ・水質検査の結果の得られた年月日及び結果
5. 水質悪化原因の調査と対策	・措置を講じた年月日及び内容
6. 浸出水調整槽	・点検を行った年月日及び内容 ・点検の結果、機能に異常が認められた場合に、措置を講じた年月日及び内容
7. 浸出水処理施設	・点検を行った年月日及び内容 ・点検の結果、機能に異常が認められた場合に、措置を講じた年月日及び内容

- (2) 埋立地の状況を3カ月に1回以上、同一の位置から写真撮影し、進行状況を把握する。
- (3) (1)及び(2)に規定する記録等については、年度ごとに取りまとめ、処分場の廃止まで保存し、速やかに提示できるよう、管理事務所等に備える。

別表－1 計画放流水質

項目	単位	基準値	項目	単位	基準値
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8~8.6	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	20 以下	トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	— 以下	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	10 以下	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下
カドミウム抽出 物質含有量	鉱油類	mg/L	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下
	動植物油脂類	mg/L	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下
フェノール類含有量	mg/L	5 以下	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2 以下
銅含有量	mg/L	3 以下	1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下
亜鉛含有量	mg/L	5 以下	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下
クロム含有量	mg/L	2 以下	チウラム	mg/L	0.06 以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3,000 以下	シマジン	mg/L	0.03 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	mg/L	0.005 以下	ベンゼン	mg/L	0.1 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1 以下	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	ほう素及びその化合物	mg/L	10 以下
有機磷化合物	mg/L	1 以下	ふっ素及びその化合物	mg/L	8 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸 化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下			

次の法令等に基づく

- ・平成15年環境省令第30号に定める排水基準（別表1）
- ・廃棄物最終処分場性能指針（平成12年）に定める処理水質基準
- ・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定める排水基準（別表2）

別表-2 地下水水質検査項目

	項 目
1	カルシウム
2	全鉄
3	鉛
4	六価クロム
5	砒素
6	総水銀
7	メチル水銀
8	PCB
9	トリクロエチレン
10	テトラクロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	シス-1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロベンゼン
19	チウラム
20	シアン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	フッ素
25	ホウ素
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
27	電気伝導率
28	塩化物イオン濃度
29	ダイオキシン類